

総務環境委員会 説明資料

令和6年3月14日
環境局

目 次

	頁
1 なごやネイチャーポジティブパートナー制度の概要 -----	1
2 住宅等の脱炭素化促進補助等の概要 -----	2
3 ゼロエミッション車の購入補助 -----	4
4 アルミ缶持ち去り防止対策 -----	5
5 資源各戸収集モデル事業で検討している収集パターン -----	8
6 資源各戸収集に向けた令和6年度以降の主な検討事項 -----	9
7 愛岐処分場浸出水流出事故の概要と対応状況 -----	10

1 なごやネイチャーポジティブ パートナー制度の概要

区 分	内 容
趣 旨	本市とともにネイチャーポジティブの実現を目指す事業者等を「なごやネイチャーポジティブパートナー」として認定し、機運の醸成を図る。
対 象	市内で活動する事業者、保全団体、教育機関等
認 定 条 件	・「なごやネイチャーポジティブ宣言」に賛同すること ・ネイチャーポジティブの実現に向けて取り組んでいる、又は取組みを予定していること
主 な 内 容	専用ウェブサイトにおいて、生物多様性に関する取組みの紹介やパートナー間のマッチング支援を行う。
事業者等の メ リ ッ ト	・マッチング支援により協働した取組みを実施できる。 ・取組みのPR、認定証の掲示、ロゴマークの使用により、ネイチャーポジティブの実現を目指す姿勢を示すことで、イメージ向上を図ることができる。

2 住宅等の脱炭素化促進補助等の概要

(1) 執行状況

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	決 算 額 (千 円)	執行率 (%)	決 算 額 (千 円)	執行率 (%)	交付決定額 (千 円)	執行率 (%)
一体的導入	55,239	51.0	71,577	69.3	82,137	85.3
Z E H Z E H +	11,500	67.7	23,800	68.0	27,400	78.3
Z E H + R	13,050	90.0	—	—	—	—
Z E H Z E H + と 同 時 に 設 置 す る 蓄電システム	—	—	6,030	51.5	7,560	64.6
V 2 H 充 放 電 設 備	400	40.0	650	65.0	1,950	97.5
家庭用燃料 電池システム	10,290	68.6	11,910	99.3	8,490	74.5

(注1) 令和5年度は令和6年2月末現在の金額である。

(注2) 一体的導入とは、太陽光発電設備、蓄電システム、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）を同時に導入する区分をいう。
なお、HEMSとは、エネルギーの利用状況を「見える化」し、管理するとともに、家電を効率的に利用するための設備をいう。

(注3) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、家庭で消費する年間エネルギー量を正味でゼロ以下にする住宅をいう。

(注4) ZEH+Rは、ZEHより高い省エネルギー性能を備え、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH+に蓄電システムを同時に導入する区分をいう。

(注5) V2H（ビークル・トゥ・ホーム）充放電設備とは、太陽光発電設備等からの電気を電気自動車等に充電するとともに、充電した電気を住宅へ供給する設備をいう。

(2) 補助対象の変遷

区 分		令和3年度	令和4年度 令和5年度	令和6年度
一 体 的 導 入	太 陽 光 発 電 設 備	○	○	○
	H E M S			
	選 蓄 電 択 シ ス テ ム			
	制 V 2 H 充放電設備	—	—	
Z E H Z E H +		○	○	○
Z E H + R		○	—	—
Z E H Z E H + と 同 時 に 設 置 す る 蓄 電 シ ス テ ム		—	○	○
既 設 の 太 陽 光 発 電 設 備 に 接 続 す る 蓄 電 シ ス テ ム		—	—	○
V 2 H 充放電設備		○	○	○
断 熱 窓 改 修		—	—	○
家 庭 用 燃 料 電 池 シ ス テ ム		○	○	○

(注) 一体的導入は、令和5年度までは既存住宅のみを対象とし、令和6年度は既存住宅・新築住宅を対象とした。

3 ゼロエミッション車の購入補助

(1) 予算額

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補 助 金	94,000	102,000	113,000
事 務 費	3,700	4,300	5,100
合 計	97,700	106,300	118,100

(2) 補助金額

(単位：千円／件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電 気 自動車	200	200	100
		100	
プラグインハイブリッド自動車	100	100	50
燃料電池自動車	200	200	200

(3) 補助件数

(単位：件)

区 分	令和4年度 (実 績)	令和5年度 (実 績)	令和6年度 (想 定)
電 気 自動車	122	224	400
	237	284	460
プラグインハイブリッド自動車	218	286	460
燃料電池自動車	2	1	20
合 計	579	795	1,340

4 アルミ缶持ち去り防止対策

(1) 区別の通報件数

(単位: 件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千 種	1	8	9
東	1	1	1
北	0	13	21
西	1	6	7
中 村	0	1	1
中	1	6	3
昭 和	0	2	2
瑞 穂	1	4	10
熱 田	1	4	1
中 川	4	6	9
港	0	2	5
南	1	3	3
守 山	0	9	10
緑	4	15	14
名 東	2	8	35
天 白	5	13	11
合 計	22	101	142

(注) 令和5年度については、令和6年2月末時点の件数である。

(2) モデル事業

ア アルミ缶回収ボックスの設置

趣 旨	地域内（コミュニティセンター・集会所等）に地域住民が常時アルミ缶を投入できる回収ボックスを設置し、そこに集まったアルミ缶を集団資源回収の制度により、学区へ還元するもの。	
実施学区	緑 区 片 平 学 区	緑 区 鳴 海 学 区
設 置 日	令和5年7月16日	令和5年11月13日
回収実績	370kg	160kg

（注）令和6年2月末時点の回収実績である。

イ パトロールの実施

（ア）概要

趣 旨	青色回転灯を設置した車両での巡回もしくは定点監視を行い、持ち去り行為及びそれに伴う騒音、敷地内への侵入等に対して注意を行うもの。
実施期間	令和6年1月22日（月）～令和6年3月29日（金）
実施時間	午前4時から午前9時（月曜日から金曜日）
実施体制	青色回転灯を設置した車両1台、2名1組
対象地域	緑区

（イ）実績

持ち去り現認数	うち注意した件数
49件	40件

（注）令和6年2月末時点の件数である。

(3) 政令指定都市における条例制定状況

区 分	条 例 制 定 時 期
札 幌 市	平成21年 2月
仙 台 市	未 制 定
さいたま市	平成16年10月
千 葉 市	平成22年 9月
横 浜 市	平成16年 3月
川 崎 市	令和 3年10月
相 模 原 市	平成21年12月
新 潟 市	平成23年 6月
静 岡 市	未 制 定
浜 松 市	平成25年 9月
京 都 市	平成22年11月
大 阪 市	未 制 定
堺 市	未 制 定
神 戸 市	平成26年 4月
岡 山 市	平成17年 3月
広 島 市	令和 3年 3月
北九州市	未 制 定
福 岡 市	平成26年 3月
熊 本 市	平成19年 3月

(注) 持ち去り禁止の対象品目に空き缶を含む条例の制定状況である。

5 資源各戸収集モデル事業で 検討している収集パターン

(1) 考え方

- ・ステーション収集している4品目（ペットボトル、紙製容器包装・雑がみ、空きびん、空き缶）全てを各戸収集に変更する。
- ・混載収集、混合収集及び2槽式プレス車の活用により、分別区分を極力維持したまま、効率的な収集を行う。
- ・空きびんは割れて残渣になることを防ぐため、平ボディ車により収集を行う。
- ・空きびん、空き缶は収集頻度を減らすことも検討する。

(2) 収集パターン

区 分	パターン1	パターン2	パターン3
	品目別収集	プラ資源・ ペット混載	空き缶・ ペット混合
品目①	プラ資源	プラ資源・ペット	プラ資源
収集 頻度	週1回	週1回	週1回
車種	プレス車	プレス車	プレス車
品目②	ペット・紙製容器	空き缶・紙製容器	空き缶・ペット ・紙製容器
収集 頻度	週1回	週1回	週1回
車種	2槽式プレス車	2槽式プレス車	2槽式プレス車
品目③	空きびん・空き缶	空きびん	空きびん
収集 頻度	週1回～月2回	月2回～月1回	月2回～月1回
車種	平ボディ車	平ボディ車	平ボディ車

(注1) 「プラ資源」はプラスチック資源、「ペット」はペットボトル、「紙製容器」は紙製容器包装・雑がみを指す。

(注2) は同じ袋に入れて排出する。

6 資源各戸収集に向けた 令和6年度以降の主な検討事項

(1) モデル事業に向けた検討事項

- モデル地区の選定
- 試行する収集パターン・排出方法
- 混載・混合収集における受入先（選別施設）の確保
- 収集・選別事業者との調整
- 住民への周知方法
- モデル事業における意見等の把握方法

(2) 全市で実施する場合に向けた検討事項

- モデル事業の結果を踏まえた市民への意見聴取方法
- 収集車両の導入方法についての収集事業者との調整
- 収集車両の増加及び選別工程についての選別事業者との調整
- 選別施設・中継施設の整備の必要性

7 愛岐処分場浸出水流出事故の概要と対応状況

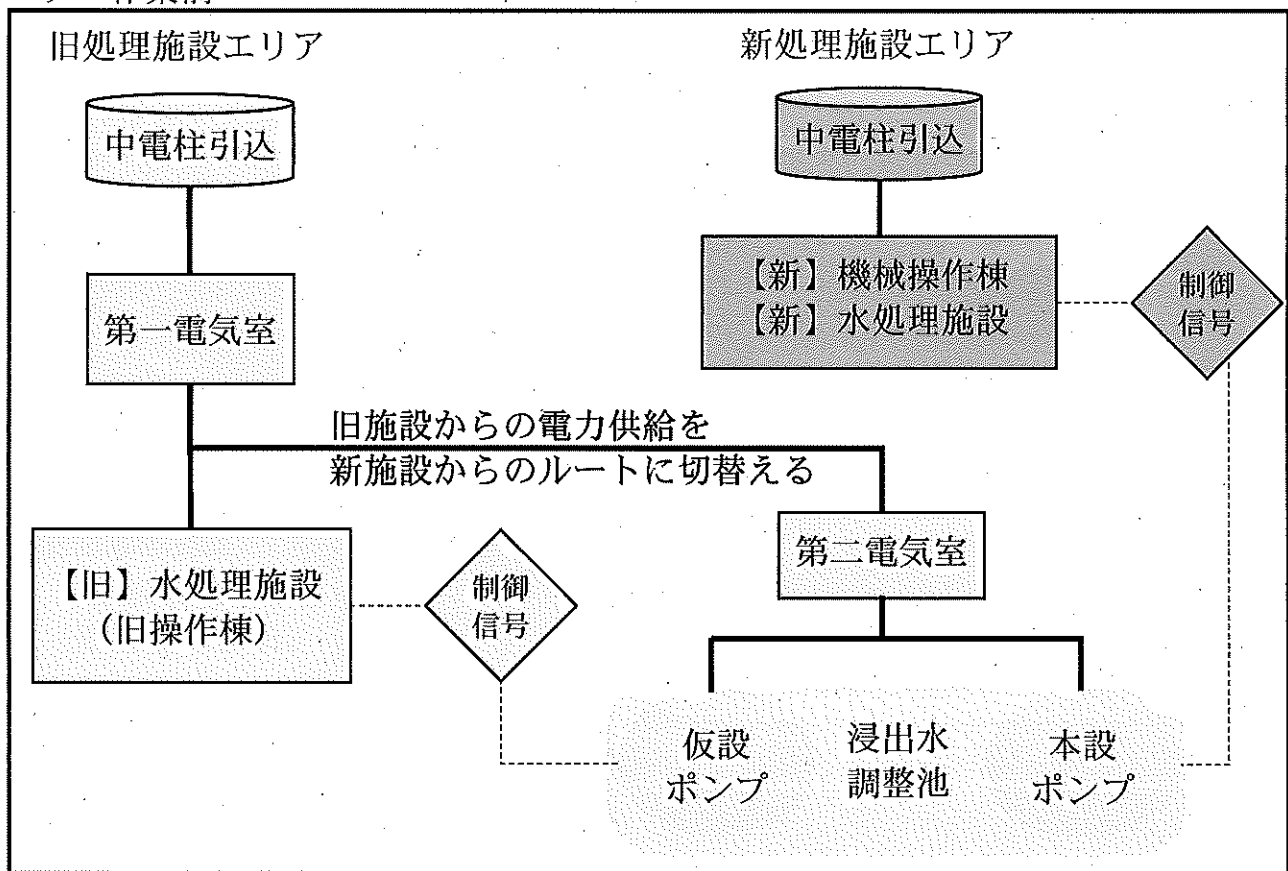
(1) 事故の概要

区 分	内 容
発 生 日 時	令和6年3月2日（土）15時頃
発 生 場 所	愛岐処分場浸出水処理施設 (岐阜県多治見市諏訪町川西75番地)
発 生 状 況	愛岐処分場内を全停電して新旧浸出水処理施設の電気系統の切り替え作業を行っていた。 作業終了後、新処理施設を復電させた際に、旧処理施設側の電源を復電させておらず稼働していない状況の中、浸出水を溜めておく調整池から旧処理施設に浸出水を送る仮設ポンプのみが稼働し送水を始めた。 そのため、浸出水が旧処理施設の水槽の貯留量を超え、沢を経由して土岐川（庄内川）へ流出した。
流 出 量	約60m ³

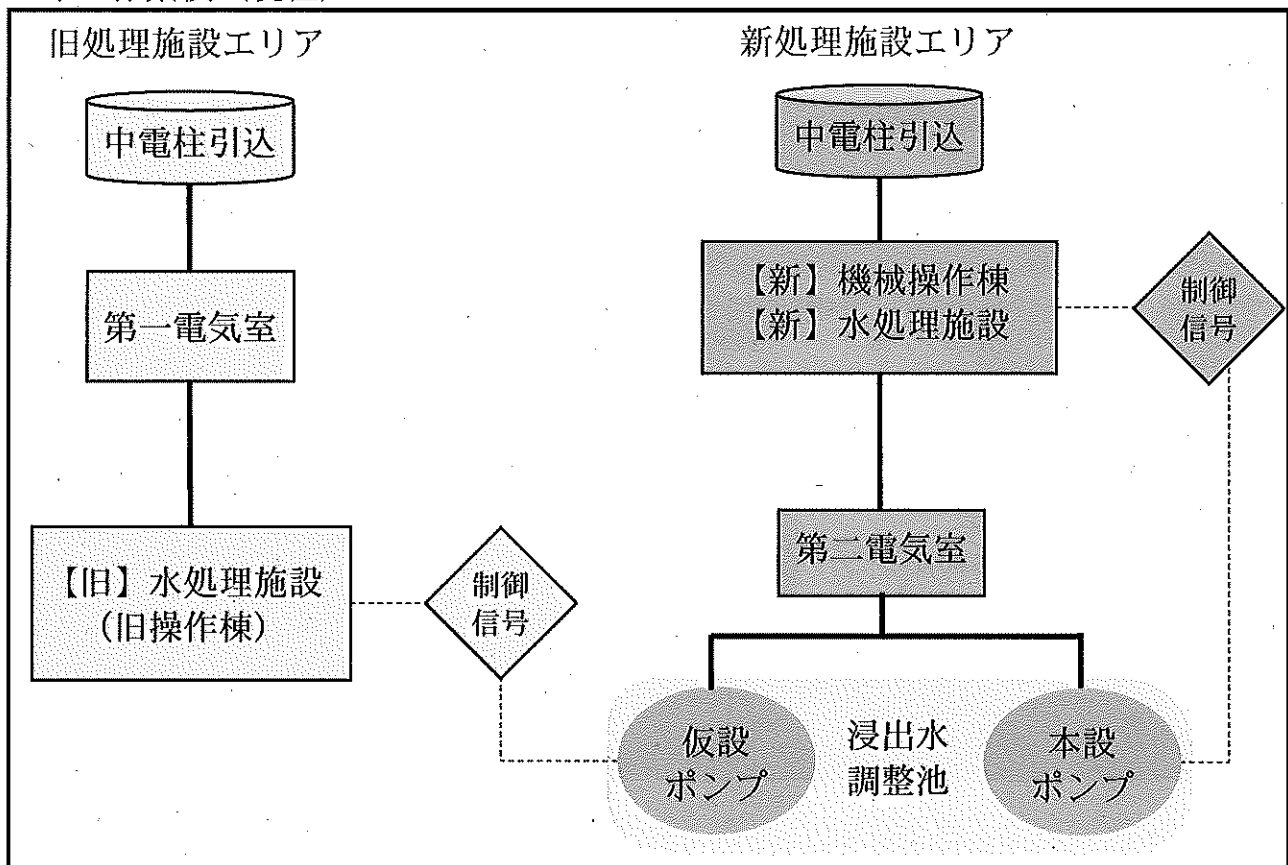
(2) 施設配置図



(3) 電気系統切り替え作業
ア 作業前



イ 作業後 (現在)



(4) 事故当日の状況

時 間	内 容
9 : 0 0	電気工事受注者（A社）が旧処理施設の停電作業開始（市職員立会） 運転管理受託者（B社）は旧処理施設の停電を確認
9 : 3 0	A社が新処理施設の停電作業開始（市職員立会） B社は旧処理施設の監視室が停電のため、処分場内の別の場所で研修実施
1 0 : 0 0	A社が第二電気室を旧処理施設の系統から新処理施設の系統への切り替え作業を実施（市職員立会）
1 4 : 1 5	A社が新処理施設の復電作業を実施（市職員立会） 復電に伴い、仮設ポンプが運転し、旧処理施設へ送水を開始 〔旧処理施設が復電していなかったため、制御装置が働かず、仮設ポンプに運転停止信号が送れない状態であった。〕
1 4 : 5 0	市職員が復電の作業開始の連絡のため旧処理施設に到着 B社は研修のため不在で、その場で連絡が取れず
1 4 : 5 5	A社が旧処理施設の復電作業を実施（市職員立会） 側溝等に浸出水の流出なし
1 5 : 4 0	B社が研修から旧処理施設に戻り、復電していることに気づき施設点検を開始 順次点検中に、浸出水が側溝へ流出していることを確認 旧処理施設の制御装置を復帰
1 5 : 5 0	制御装置の復帰により、仮設ポンプが停止
1 6 : 0 0	B社から市職員へ浸出水流出の一報
1 6 : 1 0	市職員が流出現場を確認
1 6 : 4 0	市職員が上司に連絡

(5) 関係者への連絡状況

通 報 先	第 一 報 時 刻	訪問説明時刻
多治見市 環境文化部環境課	3月2日(土) 18:45頃	3月4日(月) 17:00頃
多治見市 諏訪町町内会長	3月2日(土) 20:00頃	3月4日(月) 18:00頃
岐阜県 東濃県事務所環境課	3月2日(土) 20:30頃	3月4日(月) 16:00頃
岐阜県 環境生活部廃棄物対策課	3月2日(土) 21:30頃	3月4日(月) 10:30頃
国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所	3月2日(土) 23:00頃	3月4日(月) 15:30頃
春日井市 環境部環境保全課	3月2日(土) 21:15頃	3月4日(月) 13:30頃
春日井市 産業部農政課	3月2日(土) 23:00頃	3月4日(月) 13:45頃
土岐川漁業協同組合	3月4日(月) 12:00頃	—
王子製紙春日井工場	3月2日(土) 22:55頃	—
名古屋市上下水道局 浄水管理調整室	3月4日(月) 11:45頃	—
名古屋市緑政土木局 都市農業課	3月2日(土) 23:05頃	—
名古屋市緑政土木局 ポンプ施設管理事務所	3月2日(土) 23:00頃	—
名古屋市緑政土木局 河川部河川工務課	3月3日(日) 11:00頃	—
愛知県 環境局資源循環推進課	3月4日(月) 10:00頃	—

(6) 事故後の対応状況等

日 付	内 容
3月 3日 (日)	多治見市長コメント 「今まで名古屋市と築き上げてきた信頼関係が揺らぐような事態となり、大変遺憾です。 原因究明と二度と起こらないような対策について説明を求めるとともに、周辺地域の市民へ、誠意を持って説明等にあたるよう申し入れました。」
	名古屋市長コメント 「愛岐処分場のある多治見市及び周辺の市町の皆様をはじめ多くの方にご不安な思いやご迷惑をおかけしたこと誠に申し訳なく思っている。 今後、二度と同じことが起こらないよう再発防止を徹底するとともに、地元の皆様や関係者に対し誠意を持って対応してまいりたい。」
3月 4日 (月)	環境局長が、多治見市長を訪問し謝罪
3月 8日 (金)	名古屋市長が、多治見市長へ架電し謝罪
3月11日 (月)	名古屋市副市長が、多治見市長及び多治見市議会議長を訪問し謝罪
	愛岐処分場専門家会議を開催 (冒頭、名古屋市副市長が謝罪)

(7) 愛岐処分場専門家会議

区 分	内 容
概 要	愛岐処分場の適正な管理運営を確保するために、平成13年に多治見市と共同で設置した会議
委 員 数	有識者7名 (3月11日は5名出席)
3月11日に出た 主 な 意 見	・ 特別な作業にあたっては停電復旧手順を記載したマニュアルを作成し、関係者に共有する必要があった。 ・ 根本的な原因を明確にする必要がある。 ・ 流出した浸出水による環境に対する大きな影響がなかったのが、不幸中の幸いだった。

(8) 事故原因と再発防止策

ア 事故原因

項 目	内 容	対 象
①	運転管理受託者は、仮設ポンプの主幹遮断器（ブレーカー）を切っていなかった。	運転管理受託者
②	市は、停電・復電作業において、仮設ポンプの運転条件を十分に理解していなかった。	市
③	市と運転管理受託者は、今回の電気系統の切り替え作業を、通常年 1 回実施している計画停電作業（全停電）と同等の作業と認識していた。このため、本作業による影響や、それを考慮した作業手順を十分に検討していなかった。	市 運転管理受託者
④	市と運転管理受託者間の作業前後の連絡が不十分であった。 作業内容や作業時間について情報共有が不足していた。	市 運転管理受託者
⑤	運転管理受託者は、事故発生当時は処分場内の別の場所で研修実施のため、旧処理施設を不在にしていた。 市も停電により旧処理施設が稼働しないため、研修で不在になることを了承していた。	市 運転管理受託者

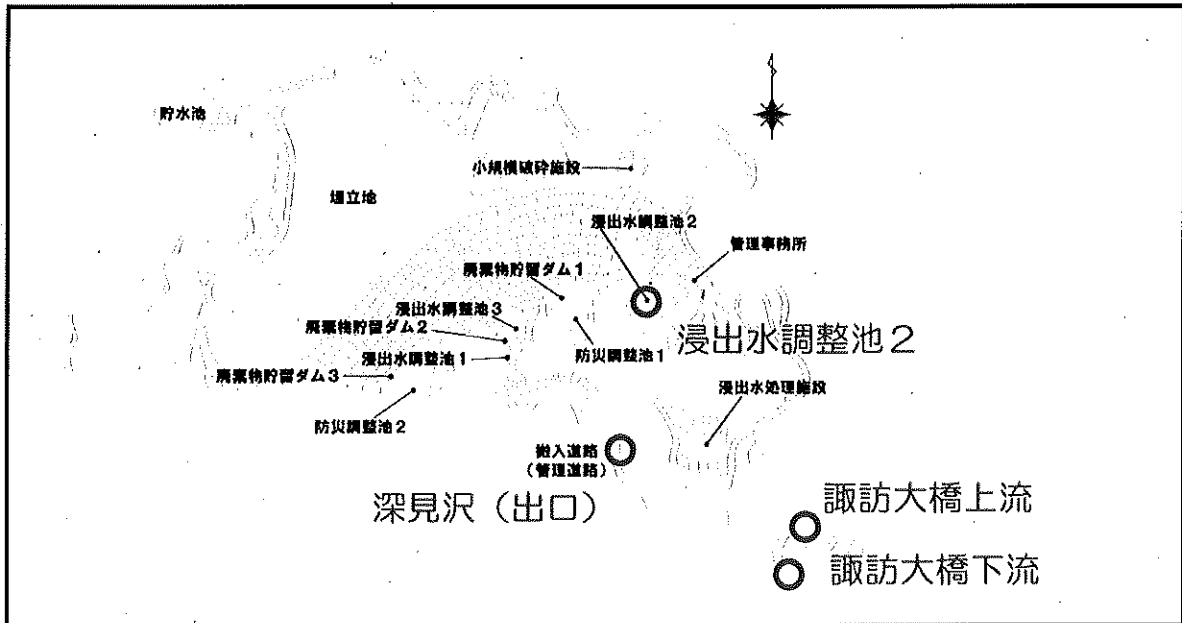
イ 再発防止策

内 容	原 因
計画停電を行う場合、電機設備が自ら運転を行わないように設備の主幹遮断器（ブレーカー）を確実に切った状態にすることを徹底する。	①
初めて行う作業や特殊な作業を行う場合は、重大事故が発生しうる可能性の洗い出し作業を定例会議などで行う。 その対策について市と作業関係者間で情報共有を徹底する。	② ③
作業関係者間の連絡体制を再確認し、重要な作業の前後においては確実に関係者間で連絡を取り合う。 作業手順等の共有のためスケジュール表を作成する。	④ ⑤
市は運転管理受託者に対し 24 時間監視の徹底を指導する。 事故や災害などの非常配備に関する研修に今回の事例を取り入れ、情報共有し安全意識を高める。	⑤

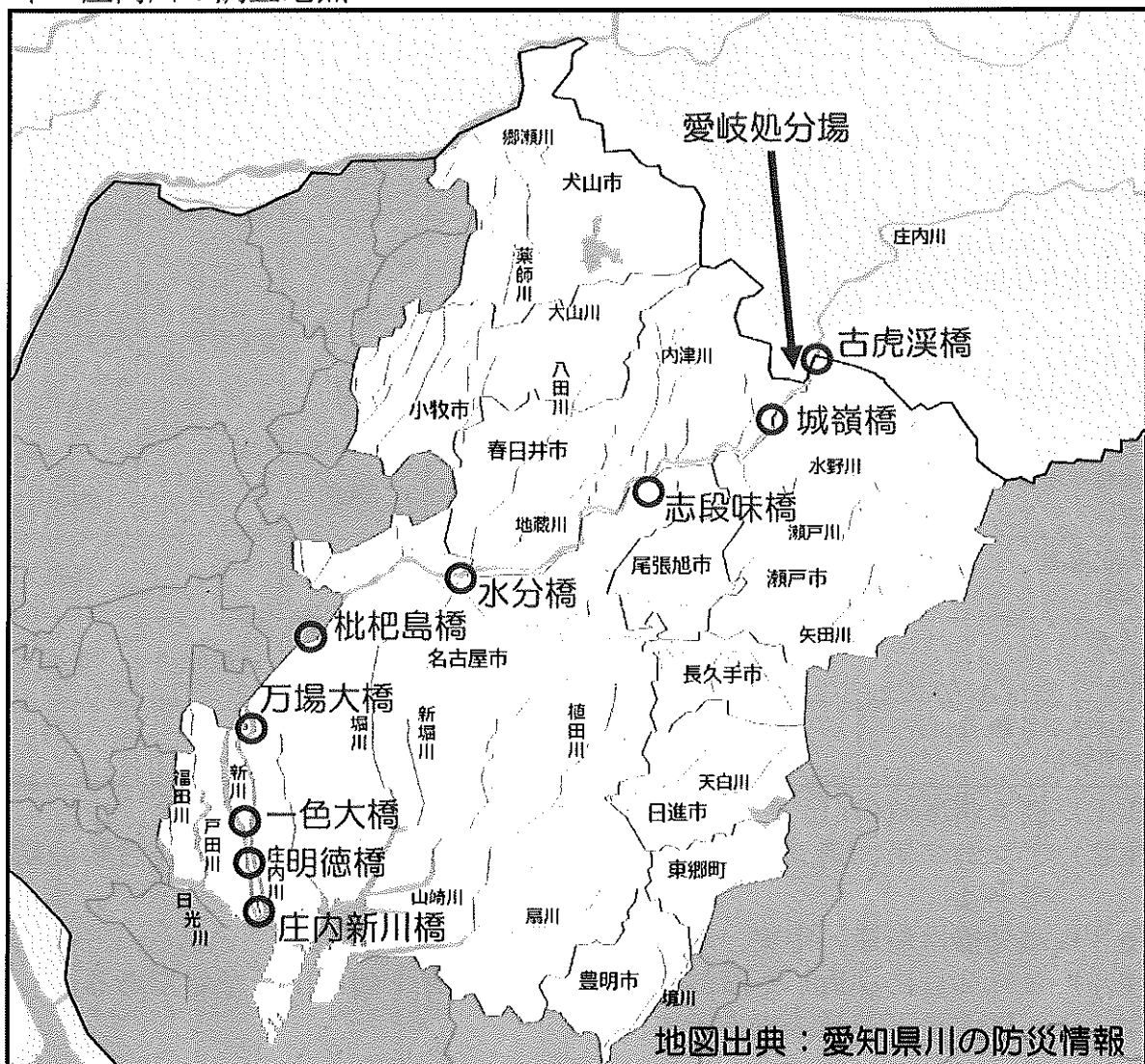
(9) 庄内川への影響

令和6年3月3日に下記ア、イの地点において試料を採取し分析した。

ア 愛岐処分場周辺の調査地点



イ 庄内川の調査地点



地図出典：愛知県川の防災情報

ウ 水質調査結果

浸出水調整池 2 及び深見沢（出口）の調査結果は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の排水基準値を満たす数値であった。また、調査結果が出ていないダイオキシン類を除き、庄内川の調査結果は過去の数値と比べて変動はなかった。

測定項目		採取日				
		2月9日	3月3日	(参考) R4年度 平均値	3月3日	(参考) R4年度 平均値
		試料採取地点				
測定項目	排水基準値 (注1)	浸出水調整池 2（未処理水）			深見沢（出口）	
		事故前	事故翌日	R4 平均	事故翌日	R4 平均
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.5	7.9	7.3	8.3	7.5
生物化学的酸素要求量 [mg/L]	60 【20】	<1	5.5	13	<0.5	<0.5
化学的酸素要求量 [mg/L]	— 【20】	2	12	24	3.1	2.8
浮遊物質 [mg/L]	60 【10】	<1	4.1	14	1.1	1
溶解性マンガン [mg/L]	10	4.0	2.9	0.4	<0.01	1.1
窒素含有量 [mg/L]	120 【20】	11	15	52	0.68	1.8
アンモニア性窒素、硝酸 性窒素及び亜硝酸性窒素 [mg/L]	200 (注2)	11 (注2)	9.8 (注2)	13 (注2)	0.45 (注2)	1.0 (注2)
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素 [mg/L]	—	—	6.1	4.3	0.44	1.0
塩化物イオン [mg/L]	—	—	2100	3200	110	1600
電気伝導率 [mS/m]	—	—	860	1000	50	500
ほう素 [mg/L]	50	1.0	0.68	0.91	0.02	0.47
ダイオキシン類 (注4) [pg-TEQ/L]	10 【1】	0.000021	—	—	—	—

(注1) 排水基準値の【 】は自主管理値である。

(注2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の結果である。

(注3) 水分橋は左岸、中央、右岸で採取した数値である。

(注4) 3月3日に採取した試料の調査結果が3月下旬に出る予定である。

(注5) <は定量下限値未満を示す。

採 取 日										
3 月 3 日										
試料採取地点										
古虎溪橋	諏訪大橋 上流	諏訪大橋 下流	城嶺橋	志段味橋	水分橋 (注3)	枇杷島橋	万場大橋	一色大橋	明德橋	庄内 新川橋
7.9	8.4	8.4	8.3	7.8	6.9~ 7.1	7.5	7.4	7.4	7.4	7.3
<0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.8	0.5~ 3.7	2.1	2.0	1.4	1.1	1.1
3.0	2.7	2.7	3.0	3.0	4.3~ 10	6.3	7.3	6.7	5.5	5.7
2.9	2.9	2.1	2.6	2.9	3.4~ 8.7	7.4	7.1	4.4	4.9	6.2
<0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02~ 0.07	0.04	0.05	0.06	0.06	0.06
1.0	0.98	1.0	1.1	1.5	1.8~ 2.5	2.9	4.3	3.6	3.8	3.3
0.60	0.54	0.58	0.61	0.94	1.2~ 1.4	1.9	3.2	2.5	2.9	2.3
0.52	0.46	0.50	0.54	0.66	0.68~ 0.79	0.77	0.80	0.60	0.83	0.75
6.2	5.1	44	6.9	10	14~ 27	18	23	360	930	1100
11	11	28	12	14	22~ 61	37	39	330	410	530
0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.22	0.27	0.35
3 月 下旬	—	—	3 月 下旬	3 月 下旬	—	—	—	—	—	—

